

平成18年6月15日
社団法人 全国木材組合連合会

証明方法検討部会に対する全国木材組合連合会の意見

検討部会の議題 「証明方法のあり方の検討について」について、以下の通り意見を提出します。

1 現行ガイドラインについての基本的な考え

違法伐採対策はエコマテリアル（環境資材）である木材の利用を幅広く推進していくために不可欠な課題であり、全木連としては平成14年に違法伐採問題に対する声明を発し、この問題にいち早く取り組んできた。

林野庁の木材木製品の合法性等を証明するガイドラインは、木材業界に対して一定の手続きとそれに関連するコストを要求するものであるが、基本的には、事業者の自主性と業界団体の社会的責任に依拠したものであり、基本的な枠組みとしては受け入れられるものであると考えている。

業界としてはこの実効性をあげることが、きわめて重要な課題であると考えている。

2 ガイドラインの検討手順と時期

現時点は業界あげて現行ガイドラインの実施に向けて努力を傾けている状況にあり、現行ガイドラインの運営状況を把握しこれを評価し、その問題点を踏まえた問題提起をすることがまず必要である。

ガイドラインのあり方の検討作業の進め方によっては、現場に於ける現行ガイドラインによる証明手続きの定着の障害になる可能性がある。したがって、検討作業は、一定の手続きを踏まえて慎重に行うべきである。

3 検討の際に留意すべき事項

(1) 証明のコスト

木材は化石資源を代替する再生可能なエコマテリアルであるが、市場において化石資源を原料とした建築資材と競合しており、木材製品全体に負荷されることとなる合法性を証明するためのコストは、できる限り少額となる方法を選択すべきである。

(2) 証明手続き

証明のための事務手続きは、極力新たな事務手続きが発生しないように、業界既存の事務手続きの実態を踏まえて、効率的な手法を検討すべきである。

(3) 調達に関する基準

調達側においても、「グリーン購入の基本計画で定められた合法的に生産された木材のみを調達する」などの、自主規制を制定するよう求めるべきである。